

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（業績評価の本人開示特集号） 2022年1月21日 NO.618

田野辺委員長の新年のあいさつ

2022年がスタートしました。本年もよろしくお願いいたします。

昨年はコロナ禍の中でありましたが、定期大会が行えたことは良かったと思います。感染がひどくなる直前でした。秋になり感染が何故か落ち着き規制が緩和されました。

オミクロン株が不気味ですが、無理をせず仕事をこなしていくことが、今私達に出来ることではないでしょうか。

定年延長に伴う給与の削減、会計年度任用職員の正規職員均等の取り扱いにする件は、引き続き議論をしていかなければいけない案件です。ベテラン職員をリスペクトするためにも、定年退職時の給与をそのまま引き継いでいきたいです。

共同実施も日野市、西東京市、中野区、葛飾区で新たに導入を考えている情報が入り、各地区の動きは昨年同様注視していかなければなりません。

課題は新規加入者を増やすことです。ここ数年新規採用者が多くなり、我々が親身に話すことにより「労働組合は頼もしい」と思えるようにして、広げていこうと思います。

まだまだ不安定な状態ではありますが、東学が上昇気流に乗っていく年にしていきたいので、組合員皆様の協力をお願いいたします。

2022年1月21日 執行委員長 田野辺大助

業績評価の開示請求を取り組もう

業績評価の開示を申請する時期となりました。自分がどのような評価を受けているのかわかることが、大切です。本来は、全ての事務職員の評価が、明らかにされるべきです。校長が、恣意的な評価（えこひいき）をしていないかを確認する意味でも、業績評価の本人開示は、重要な取り組みです。できるだけ多くの事務職員が、取り組むことが、公平・公正な評価のためには必要です。

2016年の地公法の「改正」により、「人事評価制度」の導入が、地方自治体に義務付けられました。「人事評価制度を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする」とされています。東京都では、法改正以前（1986年から業績評価、自己申告制度の導入）から、「人事考課制度」が導入され、処遇に反映させられています。事務職員の昇給、昇任、勤勉手当の成績率、再任用に適用されています。苦情相談制度、希望者への絶対評価の開示、評価者訓練の徹底などは、労働組合の要求にこたえたものもあります。

【日程】

開示申請期間 1月11日（火）から1月17日（月）

開示申請書を期間内に記入・提出

本人開示通知書の配布

開示面接の申請期間（希望する場合） 1月18日（火）から1月28日（金）

開示面接期間 1月24日（月）から2月4日（金）

苦情相談面接 開示面接の日から2月24日（木）

育児休業代替事務職員の待遇改善を求めます

東学は、昨年12月17日に、「学校事務職員の育児休業代替職員制度に関する要求書」を都教委に提出しました。

学校事務職員は産休法により産休代替職員は保障されていますが、育休法では代替職員制度から外されています。本庁内事情では「職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することができる」と考えられているようですが、基本定数1名配置の小中学校ではそのような対応はできません。「学校の働き方改革」が社会問題となっていますが、教員のみならず、学校事務職員も多忙になっています。その業務を「報酬」の会計年度任用職員が一人でこなすことは困難な状況です。産休代替職員と同じ職務を処理することが求められる育児休業代替職員にとって、賃金や労働条件の待遇が引き下げられることは、「同一労働同一賃金の原則」から言っても問題があります。また、安心して出産休暇や育児休暇を取得するには、その代替制度の改善が必要です。

産休代替職員（期限のある正規職員）から育休代替職員（時間給の会計年度任用職員）に切り替わっても、同一職場の為、業務量の変更はないのに報酬だけ低下するという、当該職員のモラルダウンにつながっています。当然学校（校長等の管理職）は同一の職員に産休代替から引き続き育休代替を強く希望します。そのため、管理職に依頼されてやむを得ずに、引き続き育休代替を引き受ける代替職員は多いのです。

先の確定闘争の妥結で、知事部局・事務においても、産休・育休の欠員の代替職員を導入するとの説明が、あったように聞いています（「同一年度中における育児休業や妊娠出産休暇などによって常勤職員に欠員が生じ、業務の円滑な実施に支障があると認められる場合、欠員代替として職員を任用することができる臨時的任用職員制度を導入（知事部局・事務）。実施時期：2022年4月1日」）。

現在県費学校事務職員は産休法により産休代替事務職員（期限のある正規職員）を配置していますが、同勤務条件の育休法による育休代替事務職員は配置されていません。今回の改正を機に趣旨に添うよう下記のように要求いたします。貴職の誠意ある対応をお願いいたします。

1. 学校事務職員の育児休業期間も臨時的任用職員（期限のある正規職員）を配置すること。
2. 産休代替職員制度と同様の育休代替職員制度を確立すること。
3. 本年4月1日から「産育休職員対応業務」の会計年度任用職員の時間単価が、改善されています（2教人第634号）が、不十分です。正規事務職員との均等待遇＝臨時的任用職員とすること。

【コラム欄】

■政府は、孤独・孤立問題担当相を新設しています。イギリスに次いで、世界第2番目だといいます。孤独・孤立問題は、心の中の問題ですが、引きこもりや孤独死、女性や若い世代の自殺者の増加など、社会的な問題とも関係しています。また、長い人生の中で、「誰にでも起こり得るもの」です。高齢者や生活困窮者、生きづらさを抱える子どもたちに向けた、相談窓口を整えるという。新型コロナウイルスの感染拡大によって、家族や友人、恋人と会えず、寂しい思いをしている人も多いはず。かつて読んだ本には、こんなことも書いてあり、納得したことがあります。「定年後の最大の問題は何か知っていますか。健康？ お金？ いいえ、孤独です」。人間は、社会的な動物です。人と人のつながりなしでは、肉体的にも、精神的にも、生きてはいけません。